|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| YWVOB 会・規程01 | 役員会規程 | 002版 |

役 員 会 規 程

第１条（総則）

この規程は横浜国立大学ワンダーフォーゲル部ＯＢ会（以下「本会」という）役員会運営詳細を定める。

第２条（目的）

役員会は本会会則（以下「会則」という）第６章、第１節にて定義され、その目的は会則第４７条に、「役員会は会則、総会の決議に基づき、本会の事業執行を統括する」と謳われており、第４８条に「役員会は幹事長が主宰し、役員で構成する」とあり、それに従う。

第３条（開催頻度）

会則第７２条（会計年度）に定めた会計年度に役員会は３回以上開催し、役員間の意思疎通を図らなければならない。

ただし緊急事態が生じた場合には、役員会へのＥメールにて役員会を招集・決議することができる。

第４条（開催方法）

（一）Ｅメールによる、開催通知を行なうことを基本とする。

その発信者は幹事長とするが、事情によっては会長若しくは副会長、副幹事長が代行することができる。

（二）開催する会議の方式については幹事長が主管する。オンライン会議のシステム管理は幹事長もしくは副幹事長とするが、リアル会場の管理については、総務委員会も協力して行なわなければならない。

（三）役員は、出欠の返答を主宰者に対して実施しなければならない。

返信がない場合は、「主宰者に一任する」と解釈することができる。

第５条（議事内容）

（一）議事は審議事項、報告事項、その他連絡事項とするが、報告事項の内容によっては審議事項として決議をすることがある。

（二）特に審議事項の提案者は、役員会開催の前に事前資料を配布して、審議内容の理解をより深めておくことが望ましい。

（三）審議事項、報告事項とも各議事は１５分程度にて決議・終了することを基本とする。

第６条（傍聴、議事録）

（一）会則第５３条に役員会の傍聴が規定されているが、会員にＹＷＶ部長、現役を含めることが可能と解釈する。

（二）議事録は幹事長または副幹事長が作成する。

第７条（改廃）

この規程の制定と改廃は幹事長が立案し、役員会で決定する。

第８条（施行）

この規程は２０２３年１月７日から施行する。

００１版）２０２３年１月７日　制定

００２版）２０２３年４月２２日　改定